

ベンチマーク制度の今後の検討方針

平成30年1月17日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

今後の検討を予定しているベンチマーク対象業種の状況

- ベンチマーク制度を平成30年度中に全産業のエネルギー消費量の7割に拡大するという目標の達成に向けて、官公庁及び学校（大学）を中心にベンチマーク対象業種の拡大を検討。

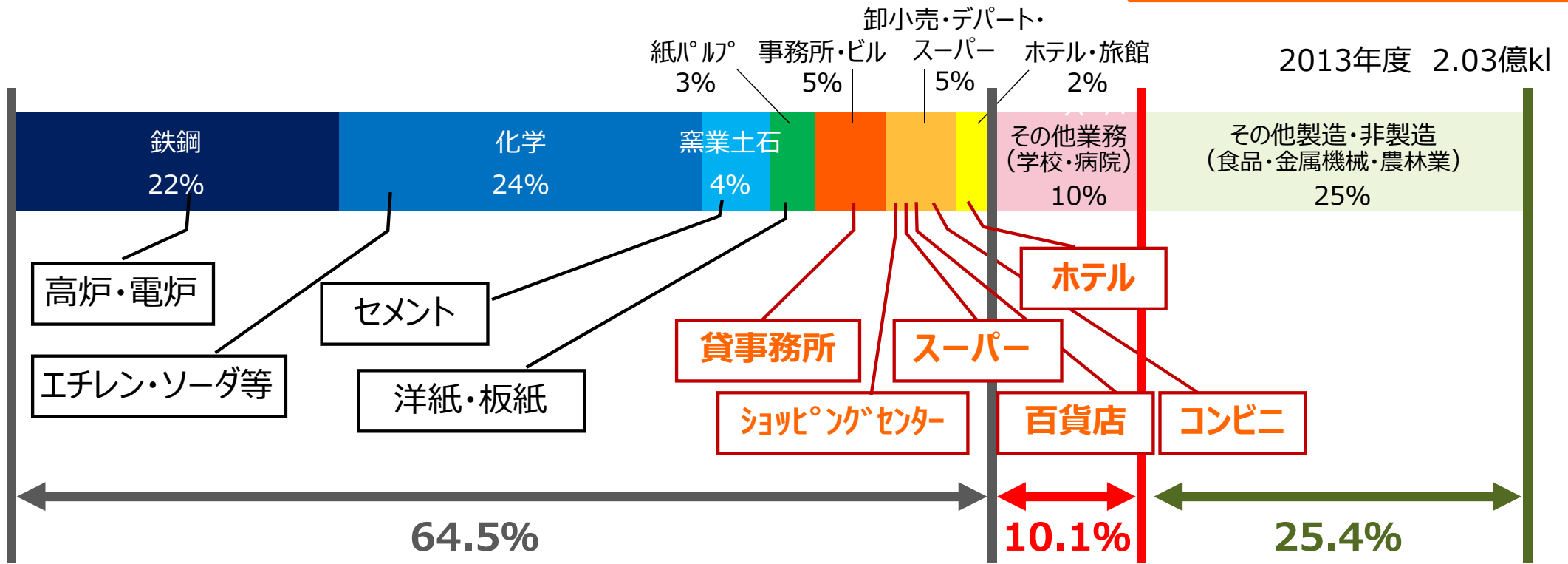
業種	指標（案）	検討状況
官公庁	<ul style="list-style-type: none">● 貸事務所業の指標（省エネポテンシャル推計ツール）を用いる	<ul style="list-style-type: none">● 「国家公務」のうち「事務所用途」の庁舎を対象とした評価範囲を検討● 関係各省へ情報展開● 貸事務所における制度運用をもとに導入検討を進める
学校（大学）	<ul style="list-style-type: none">● エネルギー消費原単位または重回帰式を用いた指標を検討中	<ul style="list-style-type: none">● 業界団体である、国立大学協会、日本私立大学協会、日本私立大学連盟、公立大学協会との意見交換を実施● 課題は、設立区分や施設用途の違いを考慮した評価手法の検討

（参考）平成28年度工場等判断基準ワーキンググループ 取りまとめ（平成29年3月31日公表）より一部抜粋

また、ベンチマーク制度の対象業種のさらなる拡大に向けて、制度導入済みまたは導入を検討している業種以外のベンチマーク設定の可能性についても検討を進める。例えば、官公庁、学校等の公共部門は、民間事業者と違い、データ等の情報公開が比較的行いやすく、民間事業者の省エネの牽引という観点からも率先して制度導入に向けた検討を進めるべきであるとの指摘もあった。

(参考) 今後のベンチマーク制度の対象業種拡大に向けて

全産業の **7割** を対象
とすることを目指す



- 産業部門 6 業種 10 分野 (53%)
- 業務部門 6 業種へ対象拡大 (11.5%)
 - ・ 平成28年 4月開始 : コンビニ
 - ・ 平成29年 4月予定 : ホテル、百貨店
 - ・ 検討業種 : 食料品スーパー、貸事務所、ショッピングセンター

- ・ 飲食店 : 1.8%
- ・ 学校 : 1.8%
- ・ 病院 : 2.4%
- ・ 娯楽場^{※1} : 0.7%
- ※1 劇場・映画館、ホール、市民会館 等
- ・ その他^{※2} : 3.5%
- ※2 福祉施設、図書館、博物館 等

- ・ 農林水産業 : 2.4%
- ・ 鉱業 : 0.2%
- ・ 建設業 : 1.2%
- ・ 食品煙草 : 2.9%
- ・ 繊維 : 1.0%
- ・ 非金属 : 1.5%
- ・ 金属機械 : 4.9%
- ・ その他 : 11.2%

ベンチマーク制度導入に向けたスケジュール

ベンチマーク制度について業界団体と合意が得られた業種より本WGで順次審議を行う。
平成31年4月の制度開始を目指す。

制度設計

～平成30年10月

審議

平成30年
10月～1月

運用開始

平成31年
4月

定期報告

平成32年
7月

ベンチマーク制度設計（案）

① 対象事業

例) 官公庁、学校

② ベンチマーク指標

例)

事業者が保有する全店舗の
年間総エネルギー消費量(kl)

$$\text{ベンチマーク指標(案)} = \frac{\text{事業者が保有する全店舗の年間総エネルギー消費量(kl)}}{\sum_{n=\text{全店舗}} \left(\text{事業者が保有する各店舗の延床面積(m}^2\text{)} \times \text{事業者が保有する各店舗の年間営業時間(h)} \right)}$$

③ 目指すべき水準

当該業種で上位1～2割の水準とする

工場等判断基準WGで審議

パブリックコメント

ベンチマーク制度の告示施行

運用開始

定期報告でベンチマーク指標を報告

(参考) 官公庁におけるベンチマーク制度の対象事業 (案)

国家公務：国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所。

※日本標準産業分類：国家公務（細分類番号9711,9721,9731）

<ベンチマーク対象事業者>

- 国家公務の年間のエネルギー使用量が**1,500kI以上**の事業者とする。

<ベンチマーク評価範囲>

- **「事務所用途」+「共用部」**をベンチマーク評価範囲とする。複合用途ビルにおけるホテルや店舗、刑務所等の事務所以外の用途は評価範囲としない。
- ここでいう「事務所用途」とは、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）に定める**「庁舎」**に該当する事業所とする。

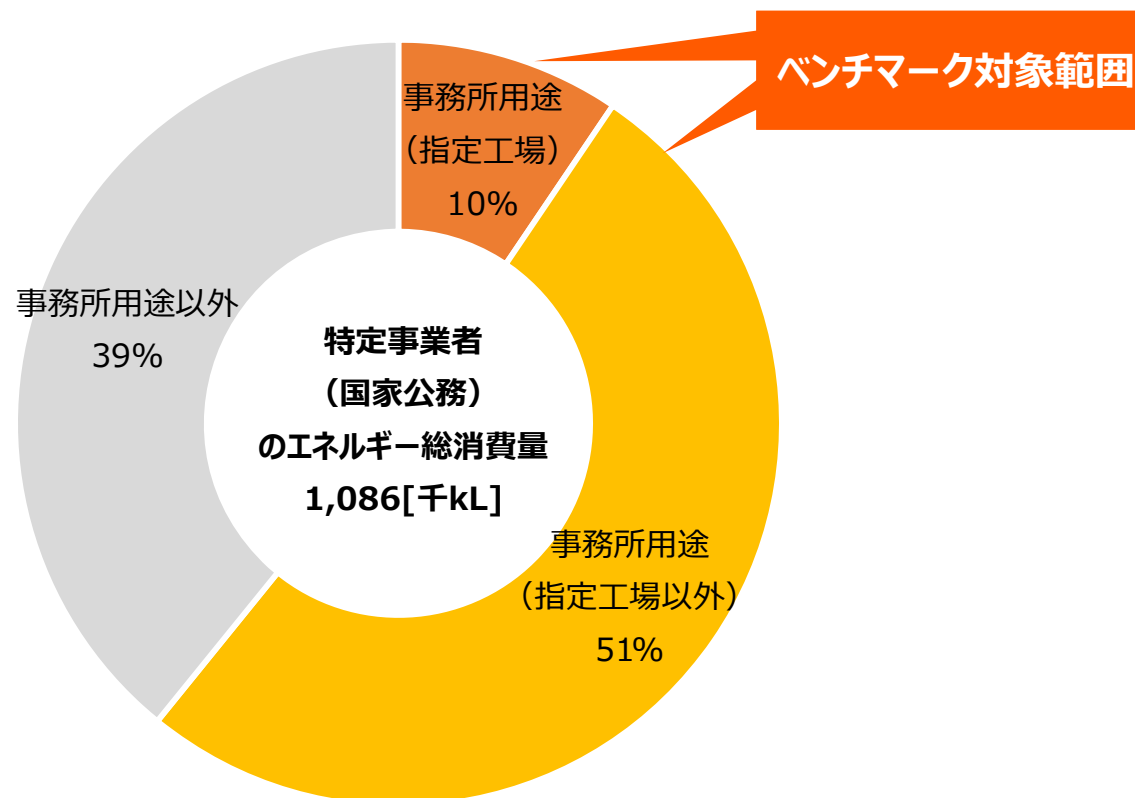
官公法における「庁舎」の定義

「庁舎」とは、国家機関がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くもの。

(参考) 官公庁におけるベンチマーク制度の業界カバー率

H28年度定期報告提出事業者（国家公務：9711、9721、9731）の状況

- 国家公務に分類されるエネルギー消費量のうち、事務所用途の割合は10～61%と推計された。



(注) 省エネ法の平成28年度定期報告データを基に以下の方法で作成。

- ① 定期報告データにおいて国家公務（細分類番号9711,9721,9731）に分類される特定事業者が保有する指定工場のうち、基地または刑務所と判断できるもの、および国家公務以外の細分類番号となっているもののエネルギー消費量を「事務所用途以外」と想定。
- ② 定期報告データにおいて国家公務に分類される特定事業者のエネルギー総消費量と①の差分のうち、当該事業者が保有する①以外の指定工場のを「事務所用途（指定工場）」、それ以外を「事務所用途（指定工場以外）」と想定。

(参考) 学校 (大学) におけるベンチマーク制度の業界カバー率①

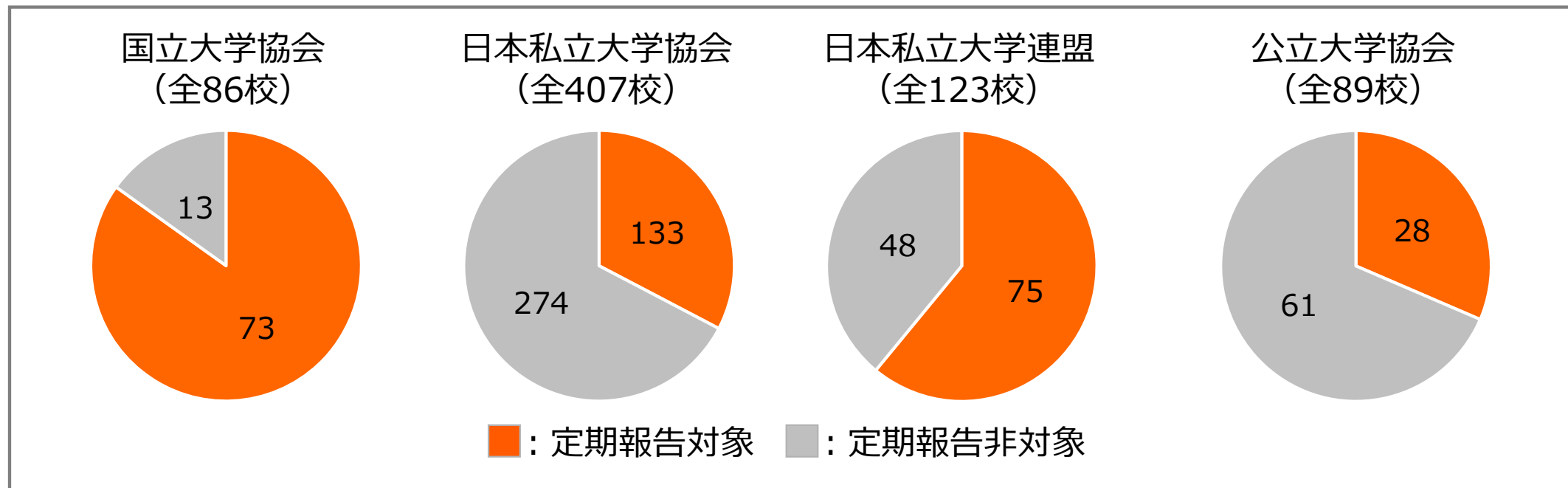
H28年度定期報告提出事業者 (大学 : 8161) の状況

● 各協会の定期報告提出対象大学数

協会名	国立大学協会	日本私立大学協会	日本私立大学連盟	公立大学協会
加盟大学数	86	407	123	89
定期報告対象大学	73	133	75	28

(注) 定期報告提出対象の短期大学は1校のみ (日本私立短期大学協会の加盟校)。

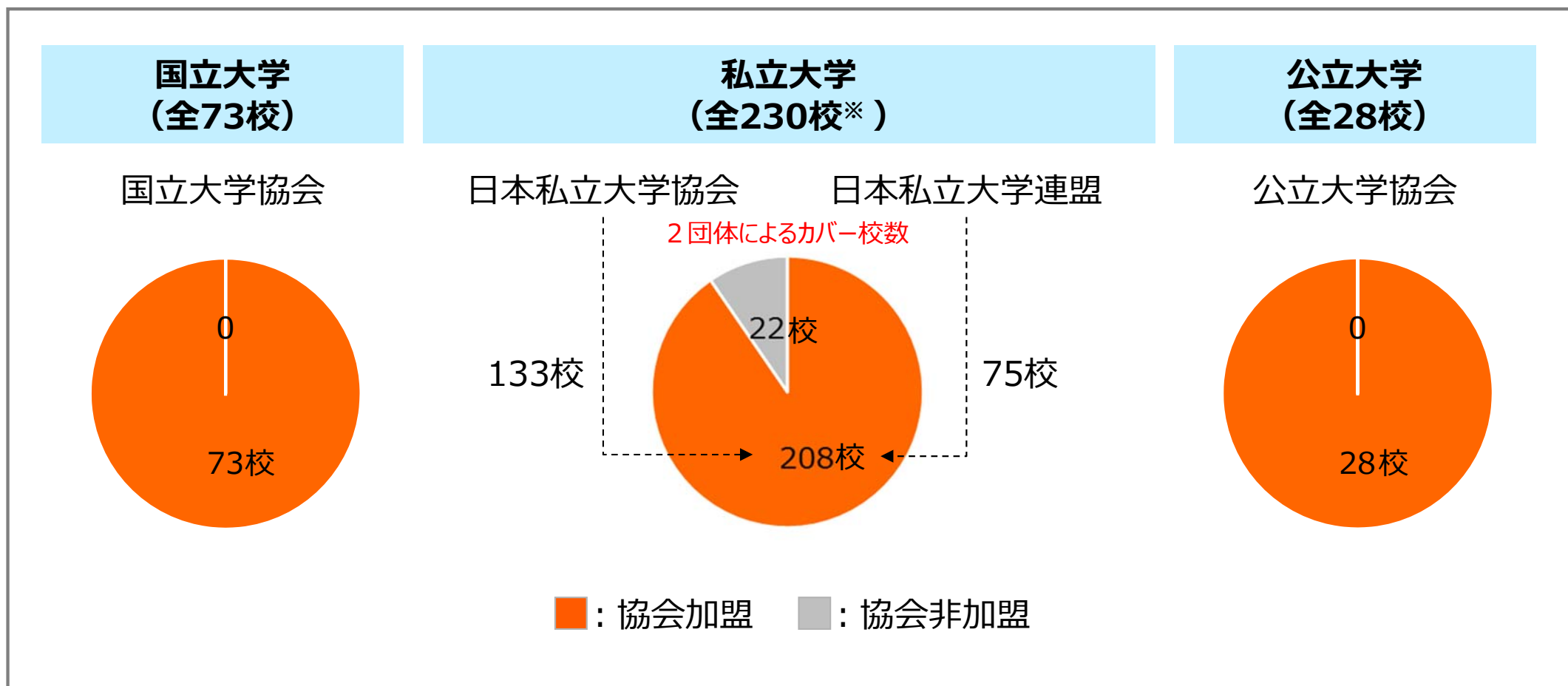
● 定期報告提出対象大学数の割合 (大学数ベース)



(参考) 学校 (大学) におけるベンチマーク制度の業界カバー率②

H28年度定期報告提出事業者 (大学: 8161) の状況

- 定期報告提出対象大学に占める加盟大学の割合 (大学数ベース)

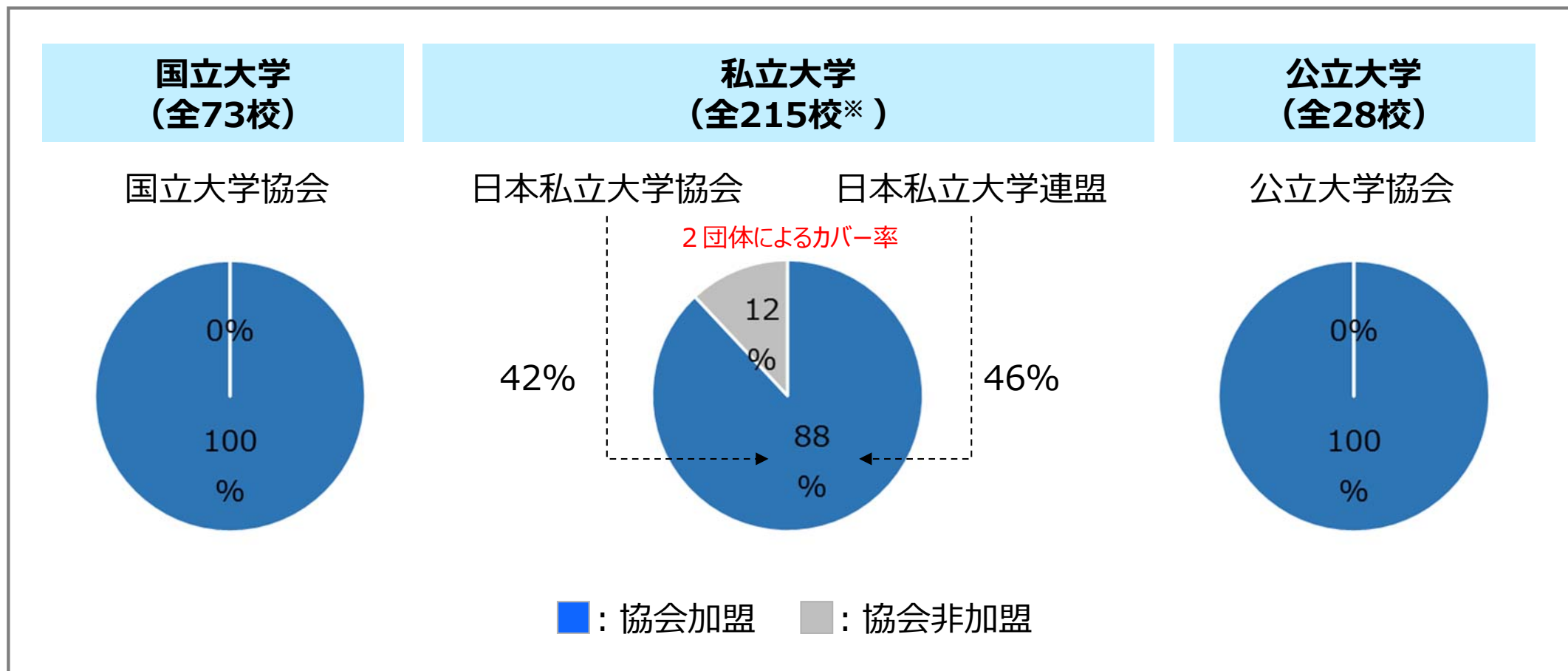


※ 日本私立大学協会と日本私立大学連盟に重複加盟する大学は存在しないため、定期報告230校のうち22校がいずれの団体にも非加盟の学校となる。

(参考) 学校 (大学) におけるベンチマーク制度の業界カバー率③

H28年度定期報告提出事業者 (大学: 8161) の状況

- 定期報告提出対象大学に占める加盟大学の割合 (エネルギー消費量ベース)



※ 2校以上の大学を保有する特定事業者 (全32事業者) のうち、保有大学が全て同一の協会に加盟していない事業者 (全5事業者15校、合計27,267kL) は集計から除外した。